

## 政令指定都市教育委員会への権限移譲に伴う諸課題

元兼, 正浩  
九州大学大学院人間環境学研究院教育学部門 : 教授

<https://doi.org/10.15017/1807595>

---

出版情報 : 教育経営学研究紀要. 19, pp.1-2, 2017-03-27. 九州大学大学院人間環境学府(教育学部門)教育経営学研究室/教育法制論研究室  
バージョン :  
権利関係 :

## 【巻頭言】政令指定都市教育委員会への権限移譲に伴う諸課題

元兼 正浩  
(九州大学大学院／教授)

周知のように、県費負担教職員の任命（人事）権は現行法制上、都道府県教育委員会に属するとされているが、政令指定都市（以下、指定都市）教職員の任命権については地教行法 58 条に規定された特例により、指定都市教育委員会が有するものとされ、給与負担者と異なる状態であることの課題解消が一部に求められてきた。

2013（平成 25）年 3 月の閣議決定を踏まえ、11 月に指定都市所在道府県と指定都市との合意が成立した。主な合意内容は①国が適切に財政措置を講じることを前提に、県から市に個人住民税所得割 2% の税源移譲、②移譲時期については、平成 29 年度を目途に可能な限り早期に行うことの 2 点であり、翌 2014（平成 26）年の通常国会で関係法令が改正された（同年 6 月 4 日に公布）。

この権限移譲に伴い、これまで道府県の役割であった a. 給与費負担、b. 学級編制の基準の設定、c. 教職員定数の決定、d. 教職員の勤務条件、分限や懲戒制度の設定が 2017（平成 29）年 4 月 1 日に指定都市に移されることとなった。これによって、指定都市は各学校の課題や地域の実情等に応じた教職員の配置等が可能になるメリット（指定都市の財政力等により効果に差異は存在）があるものの、権限移譲に向けた事務的な課題も多い。

そこで教育行政研究の今日的課題の一つとして 2017 年 4 月を直前に迎える現時点で、権限移譲に伴う状況変化の課題整理を F 県の状況を例に覚書として簡単に行っておきたい。

F 県は X 市と Y 市という二つの指定都市を抱えている。いずれもこの間、1. 給与（給与体系の整備、義務教育費国庫負担金に係る事務等）、2. 定数（定数配当基準・定数条例の制定等）、3. 福利厚生（共済組合、財形貯蓄、互助組合の扱い等）、4. 事務体制（定数事務・給与事務に係る組織体制整備、給与・旅費支給システム等の事務処理体制整備等）5. 人事等（勤務時間条例の整備、交流人事

の調整、職員団体、公務災害補償等）について、権限移譲に向けた市組織体制の整備を行っており（平成 25 年度は県市の相違点等、課題の洗い出し、平成 26 年度は諸制度整備方針案の検討やシステム仕様の検討、平成 27 年度は諸制度の詳細検討など、平成 28 年度には組合交渉や関連条例・規則の整備、関係教職員への説明など）、例えば X 市では 2016（平成 28）年 4 月より権限移譲準備室を設置して本格的にこの問題に取り組んでいる。具体的な取組内容は、①権限移譲に伴い必要となる財源の確保、②権限移譲後の教職員の勤務条件等に関する制度の整備、③人事給与システムの構築等、④教育総務事務センターの設置などである。特に今後、定年退職のボリュームゾーンに入る時期でもあり、退職手当など①財源確保の問題は深刻である。また経過措置として現給保障の課題もある。

具体的に権限移譲後の給与体系の変化について X 市の試算は以下の通りである（権限移譲ニュース No. 11 平成 28 年 10 月 28 日発行）。

平成 28 年 4 月 1 日時点で入職 18 年目の小学校教諭（中学校も同様）40 歳＝教（三）2-91 号給で、扶養親族が配偶者及び子（小学生）2 人、8 km の自家用車通勤のケース（X 市試算）をみてみよう。

	28. 4. 1 教 (三) 2-91	29. 4. 1 県 2-95	権限移譲後 (経過措置)
給料 A	361, 500	367, 000	368, 300 円
教職調整額 B	14, 460	14, 680	14, 732 円
扶養手当 C	26, 000	26, 000	35, 000 円
地域手当 D	17, 083	17, 326	12, 540 円 (17, 766)
通勤手当 E	7, 200	7, 200	4, 200 円
月給 F	426, 243	432, 206	434, 772 円 (439, 998)

給料は、従前の県費負担教職員（2 級 95 号）と原則同額か直近上位の額となるため、X 市の教（4）

表では2級90号が該当し、この額に決定されれば1,300円高くなる見込みである。

他方で、D地域手当は減額が見込まれている。現在、国の支給割合が(A+B+C 合計の)10%や6%の自治体の分を原資として3%や0%の自治体に廻し、県内格差を平準化する措置がとられており、Y市の5.4%を除きF県一律4.25%とされていたが、権限移譲でこれがX市本来の3%になるためである。平成29年度は激変緩和の経過措置として4.25%に据え置かれ、それだけでもかなりの財源確保が必要となる。

また、扶養手当はF県の場合、配偶者13,000円、子6,500円であるが、子育て支援に力を入れているX市では配偶者14,000円、子10,500円となっており、この点も①財源確保と②条件整備にかかわる問題である。なお、扶養手当はこのように増えるが、通勤手当は8~9km7,200円が権限移譲後は5~10km4,200円となるなど、同じ指定都市の教職員でも家族構成や通勤距離（たとえば県費負担教職員の場合、特急料、高速利用料支給があり、通勤手当額の上限なしであるが、X市は交通機関等利用者上限55,000円、自動車等使用者上限31,600円となっている）等により権限移譲にともなう損得は個別に分かれる。

また、その他の勤務条件等も病気休暇も年最大180日が90日となり、取得単位も1日・1時間・1分単位だったものが原則1日単位でしかとれなくなる等、条件が厳しくなるものもある。

ただ、②について条件整備など事務負担の問題はあるが、指定都市委員会にとってメリットは大きい。これまで定数をもつ県教委との協議が必要だった新規採用枠や病気休暇代替、新しい職の設置等について裁量権をもつことになるからである。

そのことは、改善要求の交渉相手が変わる校長会や教職員組合の単位問題にまで影響が生じている。これまでF県の単位でまとまっていた関係諸団体もX、Y指定都市単位での離脱問題が発生した。たとえば校長会組織について、指定都市校長会が県校長会から退会した場合、一県一校長会という立場をとる全日中や全小連など全国組織との関係や県教委・県私学協会への高校入試問題改善要望、特別会計の扱いなどの課題があり、踏みとどまることになった。

また、権限移譲問題は教員よりも学校事務職員に大きな影響を与えている。それは行政職員との均衡によりこれまでの処遇維持が困難になるからである。県費負担教職員の時代は県庁職員と同じ扱いで課長補佐級まであがるしくみ（人確法では係長級まで可能とする付帯決議）であった。ただX市行政職員との均衡を考えると、部下職員も持たない、代決権も持たない庶務事務のみの現状では係長級に格付けするに難しい面がある。

これは職名や職階が異なるY市でも同様の課題を抱えていた。結果的には、県の現行制度において行政職給料表6級の適用を受けている職員に加え、4級の企画主査までを暫定的な5級職に任命し、市行政職給料表5級職相当の職務内容を明確化したうえで、恒久5級職ポストについても継続審議をすることになった。

なお、Y市では学校事務及び栄養教諭等の代理職員問題が、権限移譲に関わる市教組との交渉にあたり最後まで継続課題となっていた。代理職員とは定数欠臨時任用の職員のこと、Y市に存在しない代理職員制度を創設することも困難であり、定数欠の解消を目指す方向となっている。

その他、X市では校務支援システム（サービス管理機能）を改修し、勤務時間の割振変更や週休日の振替登録、特殊勤務及び時間外勤務実績登録などを「サービス管理システム」（改修）で入力できるようにしたり、「サービス管理システム」と「教職員人事給与システム」（新設）との連携によって実績報告書の作成や給与明細書の表示などを可能にしたりするなど③人事給与システムの構築をおこなっている。さらに、給与とサービスを一括して事務処理を行う④教育総務事務センターを設置するなど権限移譲を契機に新たな事務改革に挑戦している。

このたびの権限移譲によって、指定都市の一般行政職員との均衡・調和がしばしば課題となっている。これまで県費負担教職員制度によって守られてきたのは、市町村の格差だけでなく一般行政からの自律性の問題でもあったことがうかがえる。教育行政の独自性が改めて問われている。

（公務多用な中ご対応頂きましたF県X市学務部権限移譲担当部長・担当準備室関係者、Y市総務部教職員課権限移譲担当者、その他関係の皆様へ感謝申し上げます。）